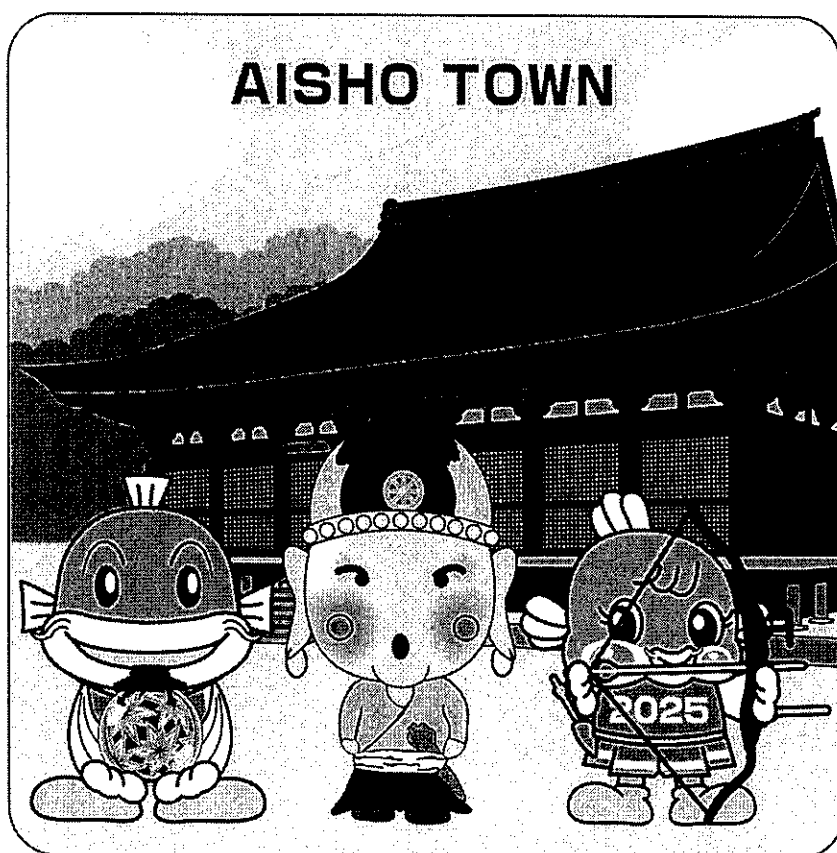


わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会

第2回総務企画専門部会



令和6年3月5日(火)

15時から16時30分まで

愛荘町スポーツセンター 秦荘体育館2階会議室

湖国の感動 未来へつなぐ



キャツフィー

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



チャツフィー

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会
令和5年度第2回総務企画専門部会 次第

開催日時：令和6年3月5日（火）15時から16時30分まで
開催場所：愛荘町スポーツセンター 秦荘体育館2階会議室
（住所：愛荘町軽野甲100番地）

1 開会

2 挨拶

- ・総務企画専門部会長
- ・愛荘町国スポ・障スポ開催準備室長

3 報告事項

○専門部会委員の変更について

○燃ゆる感動 かごしま国体（鹿児島市）〔令和5年10月〕視察報告について

○開催準備経過について

- ・第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催に向けて
- ・令和5年度活動状況（機運醸成の取組）について
- ・令和6年度の取組計画（機運醸成の取組）について

○第1回専門部会を踏まえた各種計画・要項の修正について

4 協議事項

○各種計画・要項の策定・変更について

- ・歓迎・おもてなし実施要項
- ・遺失物・拾得物取扱要項
- ・保険加入要項
- ・協賛取扱基準（変更）

○第63回近畿高等学校アーチェリー選手権大会（リハーサル大会）における総務企画基本方針案について

○運営ボランティア募集および企業協賛活動方針案について

5 その他

○開催機運醸成のための町民参画の方法・アイデア出しについて（都道府県別応援サポーター制度の創設案について）

○国スポ開催をまちづくりに活かすための方策（スポーツへの関心醸成・健康寿命延伸等）について（意見交換）

6 閉会

- ・総務企画専門部会副部会長



湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



■大会日程

【国民スポーツ大会】

- 第63回近畿高等学校アーチェリー選手権大会（リハーサル大会）
日程：令和6年7月20日（土）～21日（日）
会場：愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド

○第79回国民スポーツ大会

- 日程：令和7年9月28日（日）～10月8日（水）
※アーチェリー競技 開催日：令和7年10月5日（日）～10月7日（火）
会 場：愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド

【全国障害者スポーツ大会】

○リハーサル大会

- 日程：令和7年5月24日（土）～25日（日）
会場：愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド

○第24回全国障害者スポーツ大会：令和7年10月25日（土）～27日（月）

- ※アーチェリー競技 開催日：令和7年10月26日（日）
会 場：愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド

第79回国民スポーツ大会

アーチェリー競技

競技日程

2025年10月5日（日）～7日（火）

競技会場

愛荘町スポーツセンター
秦荘グラウンド



第24回全国障害者スポーツ大会

アーチェリー競技

競技日程

2025年10月26日（日）

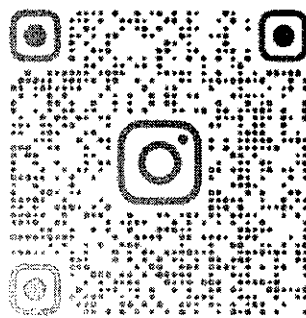
競技会場

愛荘町スポーツセンター
秦荘グラウンド



■わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会 公式SNS

※皆さんのフォローをよろしくお願いします！



AISHO2025ARCHERY

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会

■総務企画専門部会委員名簿

	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名	専門部会役職
1	町民団体・各種団体	愛荘町区長総代会	代表	川嶋 清史	
2	町民団体・各種団体	愛知ライオンズクラブ	会長	外村 隆	
3	産業経済関係	東びわこ農業協同組合	秦荘支店 業務係長	野瀬 敏弘	
4	観光関係	愛荘町国際交流協会	語学部長	大塚 和子	
5	観光関係	愛荘町観光ボランティアガイド協会	会長	廣田 万利子	
6	観光関係	あいしょう農交愛ランド協議会	会長	伊谷 正昭	
7	観光関係	愛荘町観光協会	副会長	中川 博史	
8	観光関係	愛荘町商工会	会長	西村 正司	部会長
9	医療・福祉関係	愛荘町愛知川老人クラブ連合会	事務局長	松浦 太市郎	
10	医療・福祉関係	愛荘町秦荘老人クラブ連合会	副会長	清水 慶子	
11	医療・福祉関係	公益社団法人愛荘町シルバー人材センター	主任	木村 光男	
12	医療・福祉関係	愛荘町社会福祉協議会	事務局次長	大野 弘典	副部会長
13	町関係	愛荘町 経営戦略課	主任	横内 光	
14	町関係	愛荘町 みらい創生課	参事	外川 孝司	
15	町関係	愛荘町 人権政策課	係長	山田 耕作	
16	町関係	愛荘町 商工観光課	課長	阪本 崇	
17	町関係	愛荘町 農林振興課	係長	池崎 日出輝	
18	町関係	愛荘町 歴史文化博物館	係長	竹村 吉史	
19	町関係	愛荘町 図書館	館長	三浦 寛二	

■愛荘町国スポ・障スポ開催準備室員名簿

		所属部署	役職	氏名
1	国スポ・障スポ開催準備室	教育委員会事務局生涯学習課	室長	陌間 秀介
2	国スポ・障スポ開催準備室	教育委員会事務局生涯学習課	室長補佐	清水 恵一
3	国スポ・障スポ開催準備室	教育委員会事務局生涯学習課	室長補佐	森野 直樹
4	国スポ・障スポ開催準備室	みらい創生課	主任	大里 香織
5	国スポ・障スポ開催準備室	教育委員会事務局生涯学習課	会計年度任用職員	須田 衛
6	国スポ・障スポ開催準備室	教育委員会事務局生涯学習課	会計年度任用職員	高橋 健

専門部会委員の変更について

- 前委員

公益社団法人愛荘町シルバー人材センター 事務局長 北川 美津雄

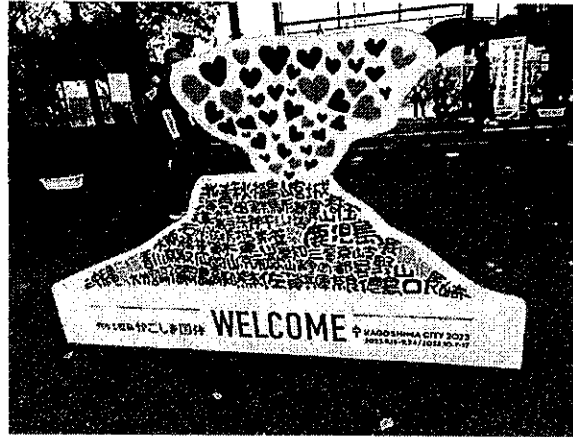
- 新委員

公益社団法人愛荘町シルバー人材センター 主任 木村 光男

- 変更日

令和6年2月1日

(敬称略)



鹿兒島国体（鹿兒島市、出水市）視察報告

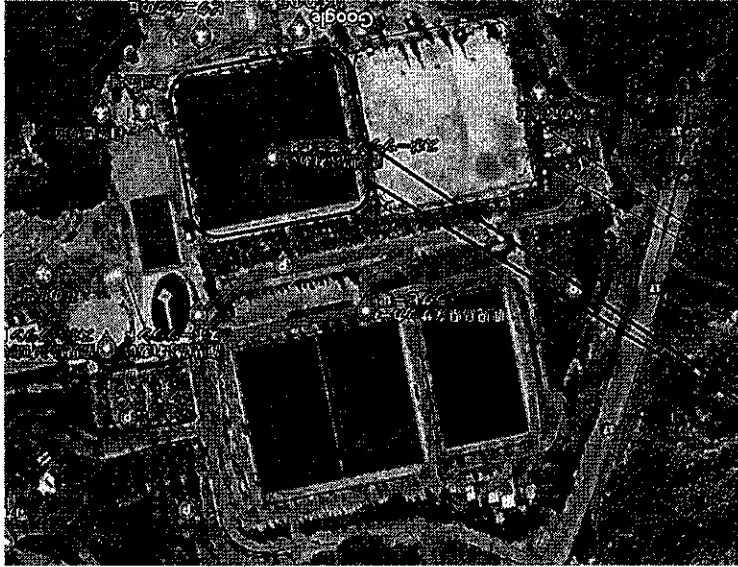
国スポ・障スポ開催準備室

開催機運醸成

（鹿兒島中央駅付近市庁舎内）



鹿児島ふれあいスポーツランドの規模



鹿児島中央駅から有料道路を使い20分程度の位置になる。
 周囲には、サッカー・ラグビー場が配置されている。

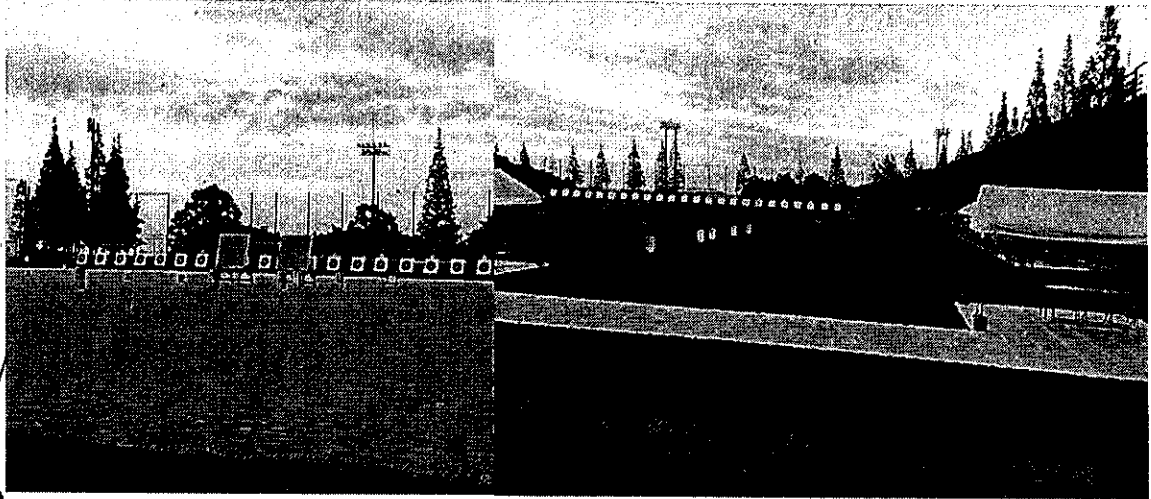
練習会場

アーチェリー
 メイン会場
 (芝生広場)

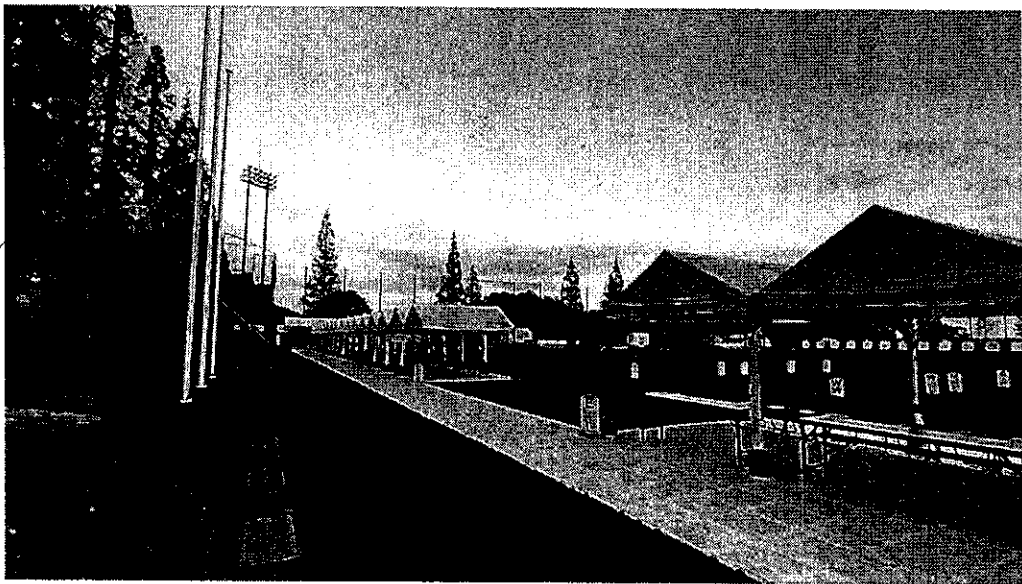


練習会場

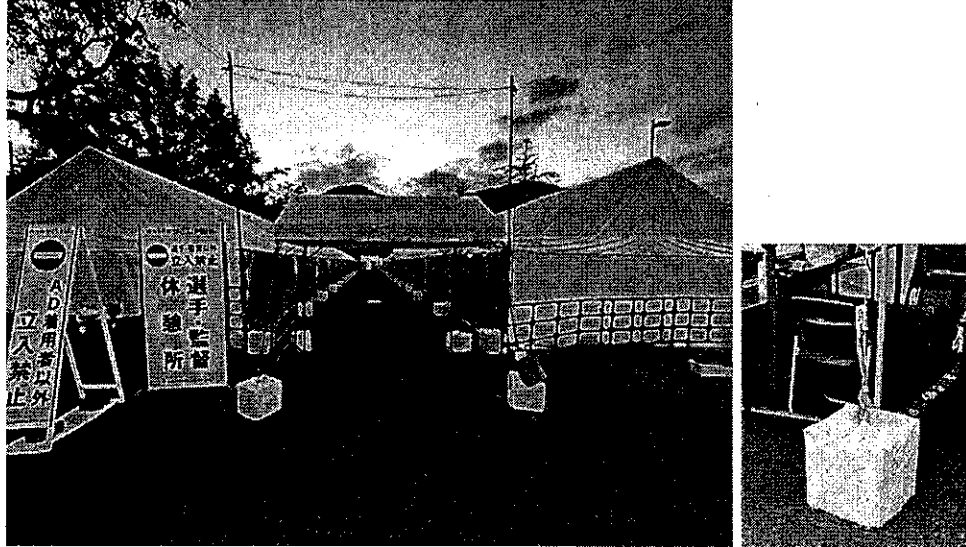
メイン会場



競技会場前日の状況



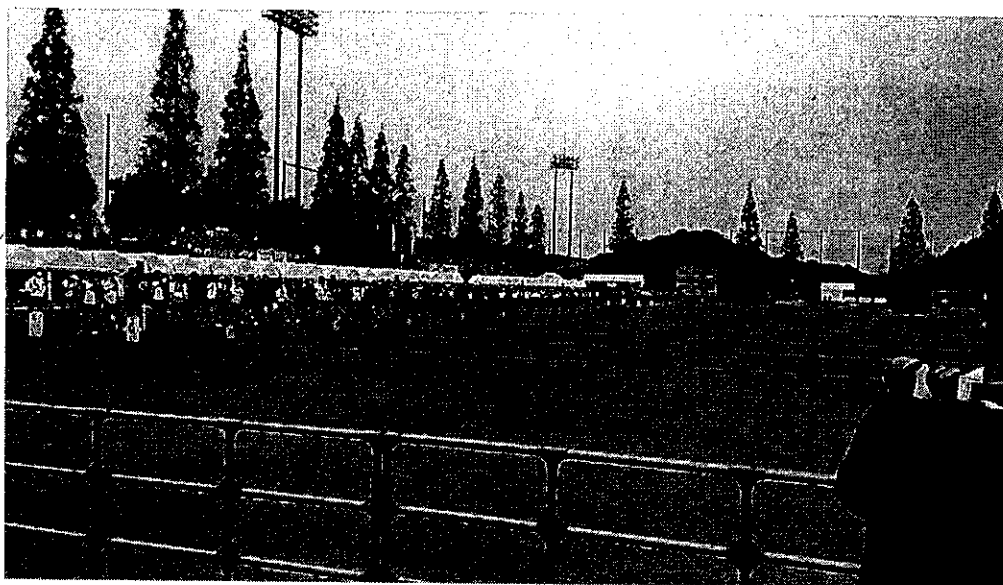
テント飛散防止対策



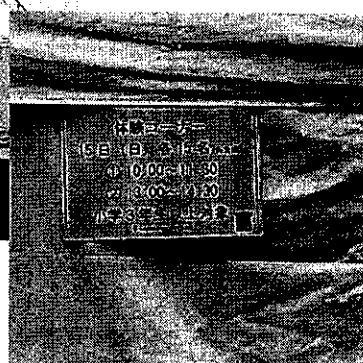
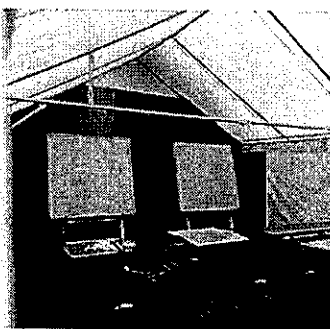
各都道府県選手に向けた応援メッセージ入りの「のぼり旗」



アーチェリー競技の様子



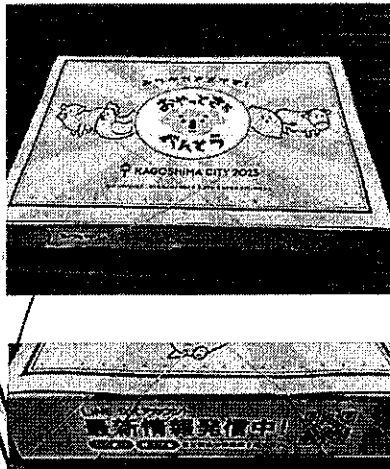
アーチェリー体験コーナー



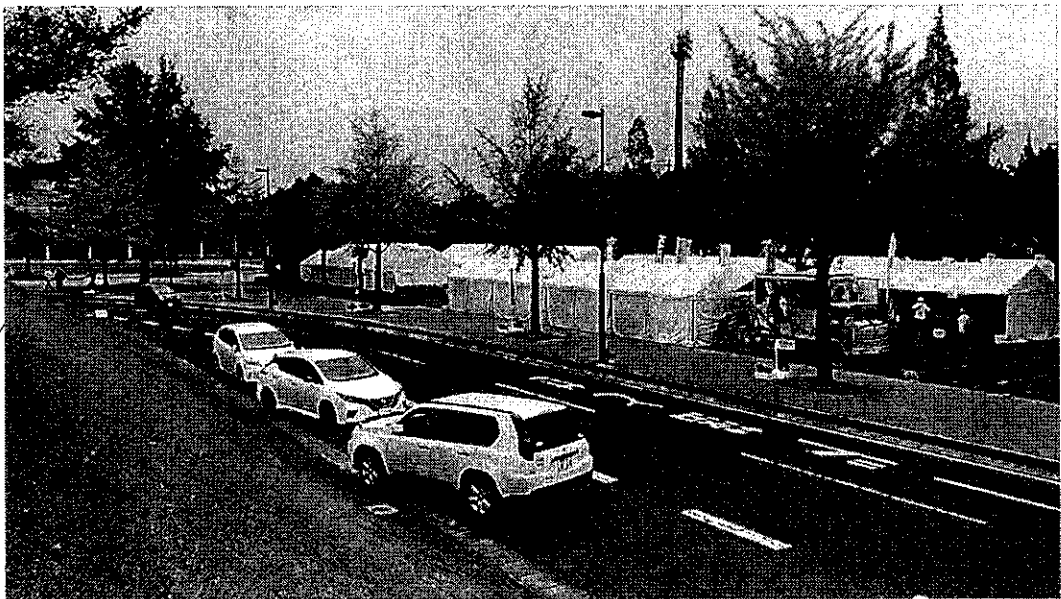
地元高校生のボランティア

関係者用弁当

地元PR・パッケージ栄養バランスも考えられています



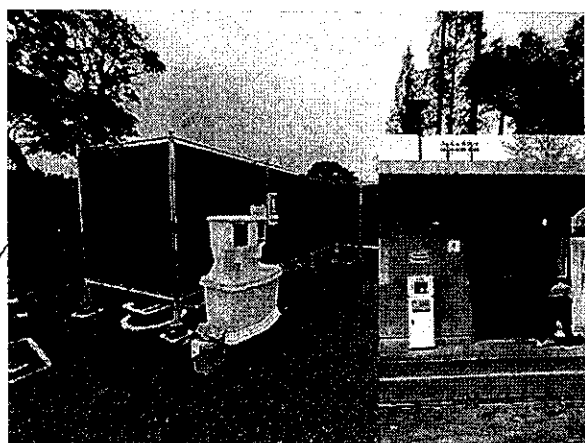
会場：来場者の状況



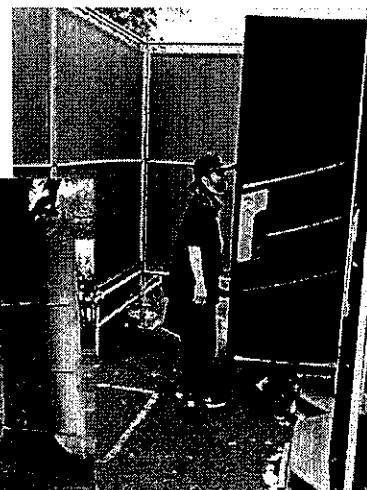
地元物産・お土産コーナー



地元高校生・ボランティア活動による会場清掃活動



手洗い水の補給



巡回清掃活動

花いっぱい運動

地域で育てられた大会推奨花が大会を彩った



閉会式には、選手退場コースにプランターを集め華やかを演出

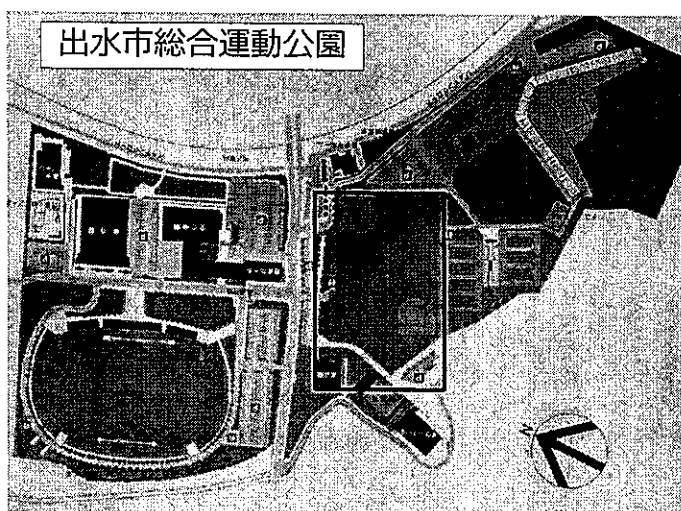
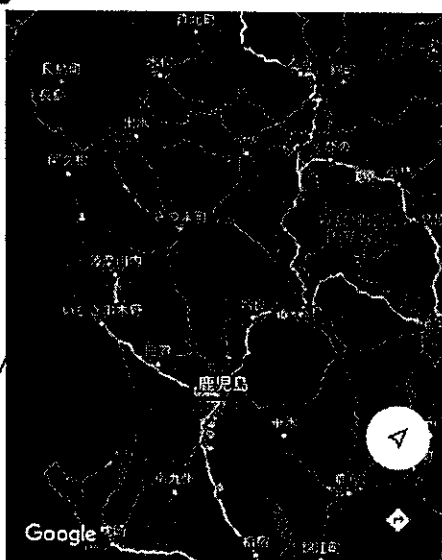


選手の退場状況



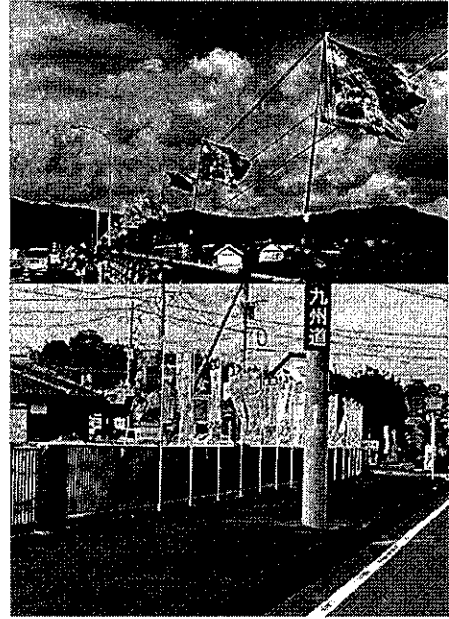
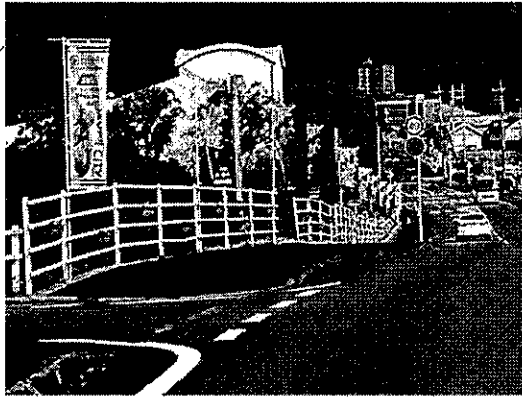
出水市（弓道）

鹿児島市から車で1時間30分程度 出水市 人口50,803人



スポーツゾーンと文化ゾーンが併設有効な土地の利用がされている。

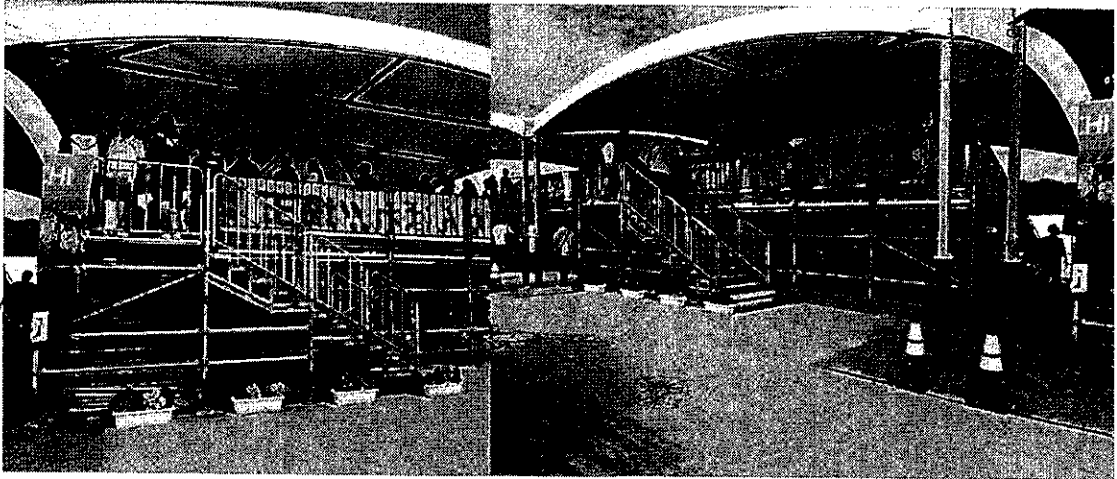
会場周辺の道路には「のぼり旗」
が街頭に掲出され機運醸成



弓道競技会場

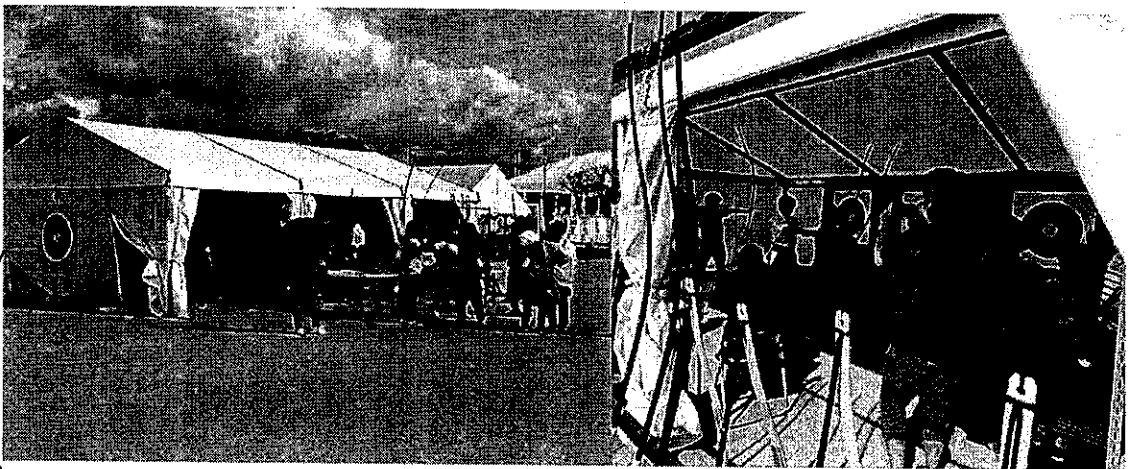


弓道特設一般観覧席（仮設）

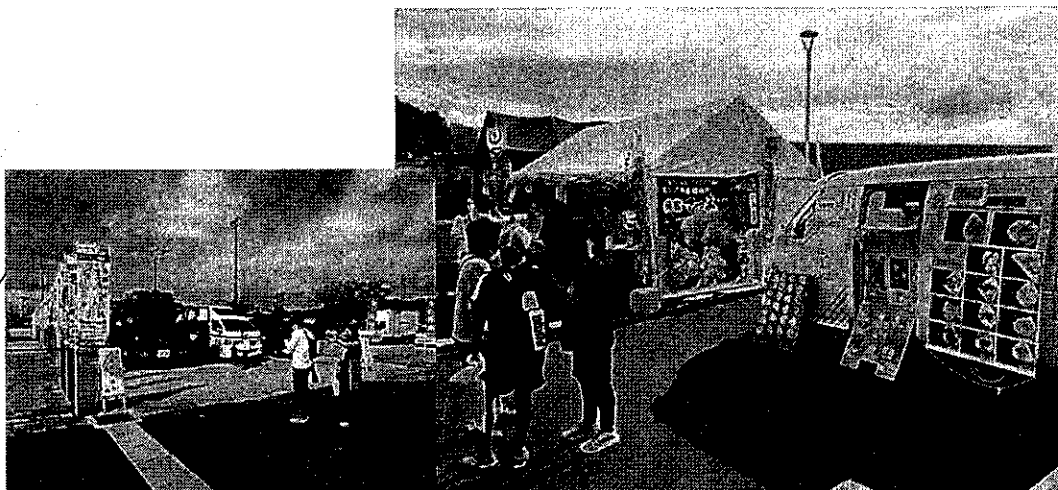


弓道体験コーナー

来場者に選手の方が実際の弓を使い教えられる。



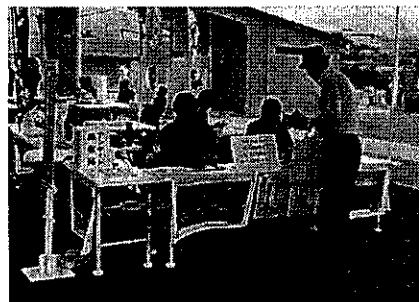
関係機関と連携して一般見学者応援にも参加



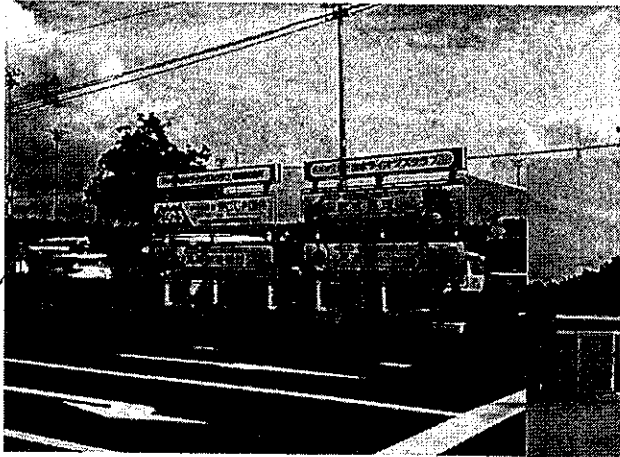
キッチンカーも出店

常設しているドームを一般の方も利用できる
飲食及びお土産コーナーとして利用

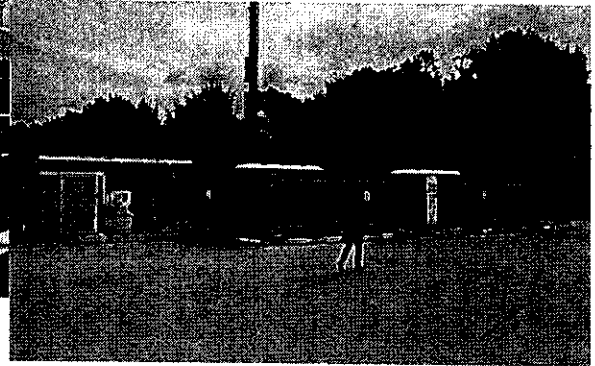
プレミア券を販売して一般の方にも有効に利用できる
ようされている。



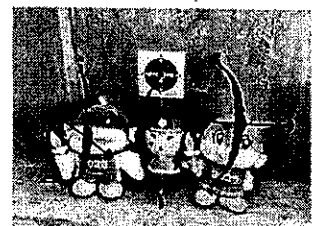
各機関による啓発看板



多目的仮設トイレの設置



愛荘町での大会成功にむけて、専門部会委員の皆さまと一緒に取り組んでいきます。ご協力よろしくお願ひします。



県内市町で正式競技として37競技開催され、本町はアーチェリー競技の会場地として44年前のびわこ国体と同じスポーツセンター秦荘グラウンドでの開催となります。全国から選手をはじめ関係者を含めた多くの来訪者が見込まれるため、町の魅力など愛荘町らしさを全国に発信できる「絶好のチャンス」であると捉え、心に届く町ならではのおもてなしができるように町一丸で開催にむけて取り組んでいかなければなりません。まずは令和6年度のリハーサル大会に向けて着実に準備を進めながら、本大会への課題等を抽出し、実行委員会・専門部会で協議を重ねていきます。

■ リハーサル大会【第63回近畿高等学校アーチェリー選手権大会】

会期：令和6年7月20日（土）～21日（日）

会場：愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド

経費：約 **50,000千円**（今後の物価高騰は見込んでいない）

（内 国・県補助金見込み額20,000千円程度）

※競技運営費・会場設営費・おもてなし費の概算額

※機運醸成経費含んでいない。

■ 本大会

会期：令和7年10月5日（日）～10月7日（火）

会場：愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド

（練習会場：愛荘町立秦荘中学校グラウンド）

経費：約 **130,000千円**（今後の物価高騰は見込んでいない）

（内 国・県補助金見込み額40,000千円程度）

※競技運営費・会場設営費・輸送交通費・おもてなし費の概算額

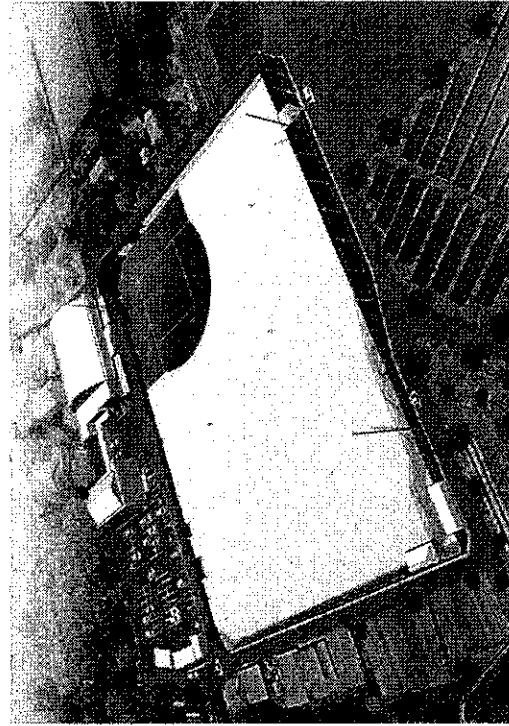
※国・県補助金見込み額は、県と今後調整予定であり、現段階では先催県事例を参考にした概算となる。

※機運醸成経費含んでいない。

■ 障害者スポーツ大会（アーチェリー競技【県主体事業 町は人的動員のみ】）

会期：令和7年10月26日（日）

会場：愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド



※現在実施しているスポーツセンター秦荘グラウンドの改修工事後のイメージパース

1 町を全国にPR

2025年の国スポ・障スポを契機として、愛荘町にもう一度来ていただけけるようなまちづくりを推進する

2 精いっぱい心のこづくし

先催等の施設と比較するのではなく、愛荘町らしい精いっぱい心のこづくしで参加者へ満足度を上げる。

3 スポーツから健康に

アーチェリー競技をはじめ様々なスポーツの普及啓発から健康寿命の延伸等、「いつでも、どこでも、いつでも」楽しく運動できる町のスポーツを振興していく。

町民

- 町民総出で国スポ・障スポを盛り上げていくため、次の取組を実施していく。この大会を契機としてアーチェリー競技をはじめとする、様々なスポーツを始めるきっかけとしていく。
- ・アーチェリー教室の充実
- ・協賛企業・団体へのアプローチ
- ・町内選手輩出
- ・模擬体験会
- ・町内各競技への取組
- ・各種イベントブースの設置
- ・ポラテンティアの育成
- ・花いっぱい運動の推進

選手

- 44年ぶり2回目の同じ会場での開催は、懐かしさと新しさを感じてもらいながら、選手に寄り添える大会とする。
- ・アーチェリー競技実況中継
- ・アウトソーシングによる調査や業務対応等シャトルバスの充実
- ・SNS等取材
- ・協会との協議の充実

来訪者

- アーチェリーのみならず、愛荘町を全国にPRできる機会と捉え、観光・おもてなしを充実させる。子どもから高齢者まで多くの方が国スポを通じて、スポーツをはじめめる機会の創出とする。
- ・アーチェリー競技実況中継
- ・物産ブース
- ・アーチェリー体験会
- ・ニューススポーツ体験会
- ・SNS等による啓発
- ・おもてなしガイドマップの作製

職員

- 職員一丸となって、選手・来訪者に対して、町民と協働でおもてなしをしていく。
- ・庁内実施本部の設置
- ・リハーサル大会への出役
- ・本大会への出役
- ・ポロシヤツ等による機運醸成
- ・SNSへの協力

令和6年度 愛荘町(リハーサル2日間)

○選手・監督 チーム数36
 監督36人、選手131人 計167人

○大会役員 48人

○競技補助員 83人

○競技会係員 40人 (町職員)

○競技会補助員 40人 (ボランティア⇒町職員)

○一般観覧者 700人 (報道・視察員等含む)

計 1,078人 ※1日当たり

令和7年度 愛荘町 (本大会3日間)

○選手・監督 参加都道府県数32
 276人

○大会役員 71人

○競技補助員 70人

○競技会係員 80人 (町職員)

○競技会補助員 70人 (ボランティア)

○一般観覧者 1,000人 (報道・視察員等含む)

計 1,567人 ※1日あたり

令和4年度 栃木県那須烏山市

【リハーサル大会(2日間)】
 関係者・一般等含め 2日間で560人
 (1日当たり280人)

【本大会(3日間)】
 関係者・観戦者含め 3日間で3,448人
 (1日当たり1,149人)

内訳：選手・監督637人(1日あたり212人)、大会
 関係者761人(1日あたり254人)、観覧者2,050人(1日あたり683人)

※コロナ禍での開催のため、事前予約制による来場

令和5年度 鹿児島県鹿児島市

【本大会(3日間)】
 関係者・観戦者含め 3日間で5,336人
 (1日当たり1,779人)

内訳：選手・監督816人(1日当たり272人)、大会
 関係者1,484人(1日当たり495人)、観覧者3,036人(1日当たり1,012人)

【障スポ(1日間)】
 関係者・観覧者含め655人
 内訳：選手・監督151人、大会関係者296人、観覧者208人

国スポ・障スポ機運醸成啓発アクションプラン
令和5年度活動状況

R6年2月19日現在

国スポ・障スポ開催標準

項目	実施予定期限	活動(開始)実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
アビール対応計画報告													
1.活動開始、企画計画	4/30迄随時	5月30日											
2.SNS動画作成 随時投稿	6月	6月12日											
3.アーチェリー体験(潮井先生指導)体験	4月	4月18日											
4.学校、団体訪問(高・大・企業等) (長谷川さん、今延さん、上野さん) 両井指導者インタビュー	5月中旬												
5.協会団体訪問													
アーチェリー協会(立入先着面談)	6月	6月、9月											
アーチェリーコーチ/川貝販売メーカー訪問(Crown Archery)	未定												
6.会場視察	4月下旬												
町内施設(会場、愛知川、長野)	4月3日	4月3日,4月13日											
町内施設(体育協)グラウンド見学	4月5日	4月5日											
アシスト甲西教室 見学	4月下旬	4月27日											
ぬのびきスタジアム、	4月10日迄	4月10日											
彦根金亀Gスタジアム、スポーツ文化C訪問	4月3日迄より随時	4月6日より随時											
森立専修学校福祉センター(原津) アーチェリー場/体育館視察	1月	1月5日											
7.教室競技視察(教室、練習、試合など)	大会行事より												
中央スポーツ公園 アシスト教室練習	4月16日	4月16日											
アーチェリー教室参加5月より随時開始	5月7日	5月7日											
アーチェリー教室 教育長杯	10月21日	10月21日											
プロ野球選手野球教室(皇子山球場)大津市国スポ協員	12月28日	12月28日											
8.競技視察(団体、個人など)	大会行事より												
県民スポーツ大会 高校の部	7月23日	7月23日											
中央スポーツ公園 ダイナカップ	4月30日	4月30日											
鹿野島 国体視察	10月	10/13-15											
インドア選手権(兼荘体育館)	1月28日	1月28日											
9.啓発アビール活動													
森荘庁舎玄関 デスプレー啓発展示	4月	4月19日											
森荘図書館玄関 デスプレー啓発展示	5月	5月16日											
愛知川庁舎玄関 デスプレー啓発展示	5月	5月11日											
愛知川図書館玄関 デスプレー啓発展示	5月	5月17日											
森荘庁舎玄関 アーチェリー体験場	5月	6月13日											
ACT電光掲示板へのアビール掲載	6月	6月5日											
まなびふれあい亭、ルーブル愛知川でのデスプレー啓発	6月	6月23日											
愛知川地区約済祭花火大会アナウンス啓発	7月15日	7月15日											
愛知川庁舎前フェンスのぼり旗・横断幕設置	7月7日	7月15日											
ふれあい広場 リニューアルイベント アビール活動	7月23日	7月23日											
アビール冊子 作成配布開始	7月下旬	7月25日											
イベントでの啓発(ナイトウォーク、子供トライアル、スポーツフェスティバル)		7/8,7/19,8/22,10/22											
野球教室 プロ選手との対戦 アビール	8月、11月	8/7,11/3											
湖東三山 金剛峠や 観音堂 国スポ啓発掲打参加	8月9日	8月9日											
森荘庁舎玄関PR大型看板設置	8月	8月24日											
中仙道宿場祭り アビール活動(ふれあい本館にて)	8月26日	8月26日											
まちなか交流フェスタ プロシードアリーナ 体験イベント開催	10月7日	10月7日											
キャッパシー・チャッパシーパーククラフト展覧 津津市コラボ	10月	10月12日											
平和堂愛知川店 懸垂機 設置	10月30日	10月24日											
JA森荘店 懸垂機 設置	9月	10月24日											
秋まつりずわいさ(遊楽)模擬体験イベント	10月29日	10月29日											
(鶴く広寄塔) x x 宅配トラック PRマグネットプレート	未定												
湖東三山 鶴あいしょうインナー出入口道路横断幕設置	9月	10月31日											
県 国スポ協員集 お披露目式典/品貸車使用開始	11月9日	11月9日											
66祭 模擬体験イベント	11月12日	11月12日											
瓜上のぼり&キャラクター配布(町名巻旗/各旗窓口に設置)	12月25日	12月25日											
FM巡覧 有村町長インタビュー(2/16 15:43分放送分)	1月23日	1月23日											
愛知中生徒による(バーチャルアーチェリー競技場)作成 (マインクラフトを使い学びと体験による国スポ協員参加)	1/29 - 3/31	1月29日											
町職員研修パソコン起動機、国スポ啓発グッズアップ表示	1月	2月1日											
10. 花いっぱい運動													
花いっぱい運動 準備合わせ 第1回 シルバー人材	8月末	8月25日											
県主催 花いっぱい運動(花町て教室) 愛知川幼稚園	10月5日	10月5日											
花いっぱい運動 第1回町内設置 シルバー人材	10月	10月18日											
森荘・愛知川地城(フラワーアレンジ講習会へ参加)	12月	12月10,17日											
花いっぱい運動 第2回町内設置 シルバー人材	12月	12月27日											
11. 寄附企業様による森荘町庁舎敷設訪問													
町内企業様への感謝状送付(町長より)と森荘庁舎敷設訪問	1月26日	1月26日											

File名:アビール計画0405.xls 作成:須田衛

令和5年度今後の予定(2月-3月)
大谷(鑑賞、近畿、電谷)訪問
※66祭に向けて、企業様と連携したアビール活動(協賛品(瓜上のぼり旗、クリアファイル、ウェットティッシュ、ペン)による協賛アビール活動)
Crown Archery 名古屋(指導、集客)施設視察
※※※宅配トラックへマグネットアビールプレート(鶴く広寄塔)設置
国スポ・協賛企業様宛(メッセージ)パネル取寄せ準備

令和6年度のメイン取組計画（案）

国スポ・障スポ開催準備室

方針

2025国スポ・障スポ開催機運を昨年以上に広く住民へUpUpする。

活動目標

地域住民に入り込んだ積極的アピール・ふれあいで住民体験できる地域住民参加型活動実施する。

イベント企画（案）

1. アーチェリーふれあい模擬体験大会（町長杯？ 教育長杯？）
地域住民ふれあい参加型（模擬競技大会、ふれあい模擬体験、キャラクター、模擬店）
時期：9月 場所：愛知川体育館
2. 国スポ・障スポ 新グラウンドのこけら落とし開催（オープニングセレモニー）
オリンピック選手 又は（トップクラス選手）・県内選手招待での愛荘町イベント
時期：未定（可能であればリハ大会前） 場所：スポーツセンター
3. 自治会活動への参加（運動会、文化祭、交流活動）
出前アーチェリー模擬体験（事前予約制での対応 各自治会長へ連絡）
時期：随時 場所：町内 各自治会
4. 花いっぱい運動への自治会、団体サークル参加推進
既存花活動されてる自治会、団体サークルなどへ啓発アピールボード、カードの設置対応
花活動を通じた機運醸成を狙う。（各自治会長、団体へ参加依頼を連絡）
地域住民とのつながりが持てる、住民さんが関わられる活動を行う。
時期：随時 場所：町内各自治会

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
愛荘町町民協働基本計画（案）

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」の成功に向け、町民一人ひとりがそれぞれの立場で積極的に大会に参加する機運を高め、町民総参加で喜びと感動、また交流の輪が広がる魅力ある大会にするとともに、地域の連帯感や郷土愛を深め、大会終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげるものとする。

2 内容

(1) 町民一人ひとりの力で盛り上げる大会

町民一人ひとりが、それぞれの立場、さまざまな形で大会に携わり、喜びと感動を共有できる大会とする。

【主な取組】

- ア ボランティアへの参加促進
- イ 競技会場における観戦、応援の促進
- ウ 炬火イベント等関連イベントの実施、参加

(2) 心のこもったおもてなしで迎える大会

全国から訪れる方々を温かく迎え、心のこもったおもてなしをすることにより、関わる人々と交流の輪を広げ、本町を再度訪れていただけるような大会とする。

【主な取組】

- ア 花いっぱい運動の実施
- イ 応援のぼり旗等の作成
- ウ 各種団体による特産品や観光地等の紹介
- エ 選手等への応援や挨拶など心のこもった対応の励行（挨拶運動の実践）

(3) 生涯スポーツに親しむきっかけづくりとなる大会

大会を契機に町民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツに親しむきっかけづくりとなる大会とする。

【主な取組】

- ア 各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加促進
- イ 関係団体と連携した生涯スポーツに親しむ機会の創出

(4) 本町の魅力を全国に発信する大会

全国から訪れる方々に大会を通じて、歴史、文化、自然といった地域資源の魅力に触れてもらうことにより、本町の魅力を全国に発信するとともに、本町を愛してくださる人を増やす大会とする。

【主な取組】

- ア 本町の歴史、文化、自然といった地域資源の魅力発信
- イ 本町の観光情報、特産品の情報発信

(5) 美しく快適な環境を目指す大会

地域の美化活動や環境への配慮、競技会場におけるごみの分別などにより、美しく快適な大会とする。

【主な取組】

ア クリーンアップ運動への参加促進

イ 競技会場におけるごみの分別やリサイクルの促進

(6) デジタル化やSDGsの推進を目指す大会

町民の利便性や満足度、更に一体感を高めるため、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用した情報発信に取り組むなど、デジタル技術を積極的に活用していく。

また、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、クリーンアップ運動など環境へ配慮した活動を行うほか、生涯スポーツへの参加、交流の促進による町民の健康増進等に取り組む大会とする。

【主な取組】

ア SNS等デジタル技術を活用した積極的な情報発信

イ SDGsの達成のため、一人ひとりができることを考え、行動するきっかけづくりの創出

3 推進方法

(1) 町民参加の機会がより広範囲になるよう、従来から実施されている各種町民運動や企業事業所の社会貢献活動など、町民団体、関係機関等と連携し、それぞれの立場に応じて推進すべき事柄を分担し、より多くの町民の理解と参加が得られるよう活動を進める。

(2) 各種広報活動等により、町民の参加意欲を高め、町民一人ひとりの自発的活動を進める。

**第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
愛荘町運営ボランティア募集要項（案）**

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」およびリハーサル大会「第63回近畿高等学校アーチェリー選手権大会」（以下「大会」という。）において、町民一人ひとりがそれぞれの立場で積極的に参加し、大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしでお迎えするとともに、喜びと感動を共有する大会とするため、大会の運営および広報に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 募集主体

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

3 活動内容

本町で開催する競技会の運営および大会等の広報に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

【運営ボランティア】

区分	主な活動内容
受付・会場案内	競技会場等における受付・案内、資料配布、情報提供
おもてなし	休憩所におけるドリンクサービス、観光物産PR活動、その他おもてなし活動全般
会場整理	競技会場の準備、来場者の誘導・整理、駐車場等整理の補助
弁当配付	弁当の配付、空き箱等の回収
環境美化	競技会場内外の清掃美化活動、会場装飾・プランターの管理、ごみの分別管理等
花育て	花いっぱい運動に係る花育て活動
駐車場整理	駐車場の案内・整理、シャトルバス誘導・乗車案内等
その他	上記の他、競技会場運営および関連行事運営等に関する活動

【広報ボランティア】

区分	主な活動内容
広報啓発	イベントや主要駅等でのPR活動 ▶チラシ・啓発グッズ等の配布 ▶PRブースの運営補助
映像等記録	大会までの取り組みの様子や競技会の様子を写真・映像等に記録

4 募集期間および人数

次のとおりとする。ただし、実行委員会は必要に応じて適宜変更できるものとする。

- (1) 募集期間 実行委員会が募集を開始した日から募集人数に達するまで
- (2) 募集人数 運営ボランティア 50人程度
 広報ボランティア 20人程度 計70人程度

5 応募条件

以下のいずれかに該当する個人および団体とする。

なお、応募時点で18歳未満の方については、申込みの際に保護者の同意を必要とする。

- (1) 愛荘町に在住、通勤、通学している小学校4年生以上の個人。但し、小学生にあつては保護者同伴での活動を必須とする。
- (2) 愛荘町に活動拠点を有する中学生以上の団体
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人および団体

6 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に持参もしくは郵送、ファックス、メールにより申込みものとする。

なお、保護者の同意が必要となる場合は、保護者の押印が必要となるため、持参もしくは郵送に限る。

7 登録・抹消

- (1) 実行委員会は、応募条件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 運営ボランティア・広報ボランティアの両方を活動内容として登録することができる。
- (3) 登録後に、活動区分の変更または追加をすることができる。
- (4) 実行委員会は、次の場合に登録を取消することができる。
 - ア 本人または団体から申し出があつた場合
 - イ 大会のイメージを損なう行為があつた場合
 - ウ 大会運営に支障があると判断した場合

8 活動期間

登録開始日から大会終了までとする。

9 活動内容の決定

ボランティア登録者の活動内容、日時および場所については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

10 研修等

実行委員会は、ボランティア登録者に対し、大会への理解を深め、円滑な運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を開催する。

11 報酬および交通費等

ボランティア活動、研修等に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

12 服飾および食事

- (1) ボランティアの活動にあつては、ボランティアであることが識別できる服飾を、必要に応じて実行委員会が支給する。
- (2) ボランティアの食事については、必要に応じて実行委員会が支給する。

13 保険

- (1) ボランティア活動および研修の参加にあたり、必要に応じて実行委員会の負担により「傷害保険」および「賠償責任保険」に加入する。
- (2) ボランティア以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わない。

14 個人情報の取扱い

- (1) 応募者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。
- (2) 登録者の個人情報については、実行委員会が大会の運営に必要な場合のみ使用するものとし、その他の目的で使用しない。ただし、申込み時にわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会への情報提供に同意している登録者の情報に限り、当該実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。また、登録管理や配置計画の策定にかかる業務委託先への情報提供および会場警備のための警察および警備関係者への情報提供を行う場合がある。
- (3) 研修や活動の際に撮影した写真・動画はわたSHIGA輝く国スポ・障スポを広報する目的で、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会のホームページやその他の広報媒体に掲載する場合がある。

15 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和5年 月 日から施行する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 愛荘町売店等設置要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 愛荘町歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）のおもてなしに努めるとともに、愛荘町の特産品や地域資源、競技に係る魅力の紹介および販売を促進するため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店等の設置および運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店等は、競技会場内に設置する。ただし、実行委員会は、必要に応じて設置場所を変更することができる。

3 設置期間

売店の設置期間は、各競技会場の競技開始日から終了日までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 開設時間

開会行事または競技開始1時間前から閉会行事または競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

5 出店数、位置および規模

出店数および出店位置は実行委員会が決定するものとし、出店規模は1店舗あたり1ブース約20㎡とする。ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じて出店数、位置および規模を変更することができるものとする。

6 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。

なお、実行委員会の売店等出店許可を受けて火気または燃料等危険物を使用する出店者にあつては、ブース内に必ず消火器（使用期限内のものに限る。）を設置しなければならない。

出店形態については、ケータリングカーによるものも可能とする。

- (1) テント（2間×3間程度）1張以内
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

7 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、以下の書類を実行委員会宛に提出するものとする。

- (1) 売店等出店申請書（様式第1号）

- (2) 売店等出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店等従事者、運搬車両予定表および持込備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (5) その他、実行委員会が必要と認める書類

8 販売品目および紹介項目

(1) 販売品目

売店等における販売品目は、次に掲げるものとする。

ア スポーツ用品

イ 国スポ関連グッズ

公益財団法人日本スポーツ協会またはわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

ウ 郷土物産品

エ 飲食物（アルコール飲料を除く。）

a 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

b 現地調理品

売店等において調理する食品は、簡易な調理・加工のみとし、あらかじめ営業許可施設等において仕込み・下処理されたものを使用し、提供直前に加熱処理を行うものであること。

オ 宅配便

カ その他、実行委員会が必要と認めたもの

(2) 紹介項目

売店等における紹介項目は、次に掲げるものとする。

ア 生涯スポーツに関すること

イ アーチェリー競技等国民スポーツ大会に関すること

ウ 愛荘町の地域資源、特産品、イベント等に関すること

エ 県内市町の地域資源、特産品、イベント等に関すること

オ その他、実行委員会が必要と認めたもの

9 出店者要件

売店等の出店者は、(1)の条件のいずれかに該当し、かつ(2)の条件のいずれも満たす者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

〔販売行為〕

ア 申請時に6か月以上、愛荘町内に店舗を有して営業している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 第74回国民体育大会（第78回国民スポーツ大会含む。）以降の国体または競技別リハ

- ーサル大会に出店実績がある者
- エ その他、実行委員会が認めた者
〔紹介行為〕
- ア 申請時に6か月以上、愛荘町内で活動実績がある者
- イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者
- ウ 第74回国民体育大会（第78回国民スポーツ大会含む。）以降の国体または競技別リハーサル大会に出店実績がある者
- エ その他、実行委員会が認めた者

(2) 次の条件のいずれも満たす者

- ア 競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
- イ 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。
- ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等重大な処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間に食中毒発生等による行政処分歴がないこと。
- オ 申請書提出時点において、納税義務が履行されていること。
- カ 出店者の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）および同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ならびにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。また、それらと密接な関係を有する者でないこと。
- キ 政治団体（政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体）でないこと。
- ク 宗教団体（宗教法人法第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）でないこと。

10 経費の負担

- (1) 売店等の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店等設置会場の管理に要する経費の一部として、実行委員会が別に定める出店料を負担する。
- (3) 前号の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、「売店等出店料免除申請書（様式第7号）」を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し「出店料免除決定通知書（様式第8号）」を発行する。
 - ア 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」に規定する障害者就労施設等
 - イ 国または地方公共団体
 - ウ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会委員が所属する機関・団体
 - エ 販売行為を行わず、紹介行為のみ実施する者
 - オ 上記に掲げるもののほか、実行委員会において特に必要と認める者
- (4) 出店を許可された者は、実行委員会が指定する期日までに、実行委員会が指定する口座に出店

料を納付すること。なお、振込手数料は出店者が負担するものとする。

- (5) 既納の出店料は還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由による
とき、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部または一部を還付
することができる。

11 出店者の選定

実行委員会は、出店申請があったときは、本要項に基づいて出店者の審査を行うとともに、売店等
の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土物産等のPR、販売品目のバランス等を考慮し、適当であ
ると認めた者を出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、実行委
員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定することができる。

- (1) 売店等における販売品目を取り扱う地元商工関係および組合等の団体ならびに社会福祉法人な
どの社会福祉団体等
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他、実行委員会が適当と認めた者

12 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、「売店等許可決定通知書（様式第5号）」を発行
する。また、出店料の納付を確認した後、「売店等出店許可証（様式第6号）」を交付する。

13 売店等運営

出店者は、次の事項を遵守し必要に応じて実行委員会の指示に従うものとする。

- (1) 食品関係売店
 - ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い指導を遵守すること。
 - イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止および直射日光を避
ける等必要な措置を講じ、保管・陳列は、衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている
保存方法を遵守し管理を行うこと。
 - ウ 廃棄物収納容器は、汚液および汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。
 - エ 調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行うこと。
- (2) その他の売店等
取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。

14 保健所および消防署への手続き

- (1) 保健所
 - ア 「模擬店等の食品取扱届出書」の保健所への提出については、届出が必要なものについて、
実行委員会が取りまとめるものとする。
 - イ 実行委員会は、出店申請書類の情報をもとに、「模擬店等の食品取扱届出書」を作成し、提
出するものとする。なお、出店者は、申請書類の内容を変更する場合は、速やかに実行委員会
へ報告すること。
 - ウ 食品営業許可申請書または食品取扱届の提出が必要な出店者は、保健所に申請し、速やかに
当該申請書または当該届の写しを実行委員会に提出しなければならない。

(2) 消防署

東近江行政組合火災予防条例（昭和47年中部地域消防組合条例第1号）第45条第1項第6号の規定に基づく「露店等の開設届出書」の提出については、出店者として選定したもののうち、火気器具等を使用する旨の申告があったものについて、実行委員会が取りまとめて行うものとする。

15 売店等監督員

- (1) 実行委員会は、売店等の円滑な運営を図るため売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督するものとする。

16 売店等責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店等責任者を定め、売店等開設中常駐させるものとする。
- (2) 売店等責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店等責任者は、売店等監督員の指示に従い当該売店等の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店等責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し従事者の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、または管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売りおよび呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理および加工等をする事。
- (5) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (6) アルコール飲料および危険物を販売すること。ただし、郷土物産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合はこの限りではない。
- (7) 拡声器および音響機器類を使用すること。
- (8) 実行委員会の許可を受けていない対象火気器具等または燃料等危険物を使用すること。
- (9) その他、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

18 遵守事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する「売店等出店許可証（様式第6号）」を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店等およびその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店等の装飾は、販売行為を行う場合は販売品を表示する看板等を主体とし、紹介行為を行う場合は紹介項目を表示する看板等を主体とする。ついては、宣伝広告用のものは掲示しないこと。

- (5) 飲食物を販売する売店等にあつては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。
- (6) 実行委員会の許可を受けて火気を使用する場合にあつては、ブース内に必ず消火器を設置すること。
- (7) 販売品や紹介物品等の搬入搬出する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を見やすい位置に掲示すること。なお、原則として搬入出車両は、1売店等につき1台とする。
- (8) 販売品や紹介物品等の搬入・陳列および搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (9) 従事者は清潔感のある服装を心掛け、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (10) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧な対応を心がけること。
- (11) 飲食物を販売する売店等にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。
- (12) 調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行い、廃棄物収納容器は蓋付きのものとし、汚液および汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。また、油を使用する場合は、油漏れ対策を徹底すること。
- (13) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (14) 実行委員会が大会前に開催する出店者説明会には必ず出席すること。
- (15) 従事者の変更・追加・削除等があつた場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更・追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (16) その他関係法令等を遵守し、施設管理者および実行委員会、売店等監督員の指示に従うこと。

19 管理運営

売店等における販売品および紹介物品、関係備品等の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災・盗難・その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

20 事故等発生時の対応

売店等において、事件または事故が発生したときは、売店責任者は初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡しその指示に従うものとする。また、不審者または不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

21 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに売店等出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償および既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令および本要項に違反したとき。
- (2) 売店等出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があつたとき。
- (4) その他、実行委員会が売店等の運営管理において不相当と認めたとき。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の確認を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、競技会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

24 補填および補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填および補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

25 個人情報の取扱い

売店等従事者の個人情報については、実行委員会が売店等設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

26 その他

- (1) 実行委員会は、売店等の設置場所、設置期間、開設時間等を必要に応じて変更できるものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、売店等の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (3) リハーサル大会における売店等の設置運営については、この要項に準じて実施し、大会の規模等に応じて運用する。なお、状況に応じて出店料を免除する場合がある。

付 則

この要項は令和5年 月 日から施行する。

様式第1号から第8号については、愛荘町商工会、彦根保健所、実行委員会事務局で別途協議し作成する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 愛荘町歓迎・おもてなし実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 愛荘町歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、歓迎装飾による開催機運の醸成と歓迎ムードの高揚を図り、心のこもったおもてなしを行うとともに、歴史、文化、自然など地域資源の多彩な魅力を観光情報等として発信を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

（1）歓迎装飾

ア 装飾場所

競技会場および主要駅、主要道路、その他必要と認められる場所に設置する。

イ 装飾内容

景観等に配慮し、周辺環境との調和を図り、効果的に歓迎の意を表す装飾を心掛けて、看板、横断幕、のぼり旗、プランターおよびポスター等を設置する。

ウ 装飾期間

施設管理者等と協議のうえ、装飾ごとに適切な期間を定める。

エ 装飾の撤去

装飾の撤去は、大会終了後、速やかに行うものとする。ただし、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会が必要と認めるものを除く。

（2）接遇

ア 関係機関、関係団体等の協力を得て、競技会係員、ボランティア等に必要な研修を行い、おもてなし意識の向上に努める。

（3）情報発信・提供

ア ホームページ、SNS等により情報を発信する。

イ 本町の多彩な地域資源の魅力を多くの方に知ってもらうため、地元食材等のふるまいやPRを目的としたコーナーを設置するなど、大会参加者等との交流を図る。

ウ 案内所、休憩所、その他必要と認められる場所を活用して観光ガイドブック等を配布し、大会参加者等に大会期間中の情報発信ならびに周遊を促し、かつ大会終了後の本町への再訪につなげる。

3 その他

（1）この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（2）リハーサル大会における歓迎およびおもてなしについても、必要に応じてこの要項を準用する。

（3）「わたSHIGA輝く障スポ」およびそのリハーサル大会における業務内容については、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議のうえ、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和6年 月 日から施行する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
愛荘町遺失物・拾得物取扱要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ」において、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場および駐車場等で、遺失物および拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成18年法律第73号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 取扱いおよび保管

- (1) 遺失物および拾得物の届出先は、競技会場の第79回国民スポーツ大会実施本部（以下「実施本部」という。）が運営する案内所とし、実施本部受付案内係（以下「受付案内係」という。）が受付業務および一時保管業務を行う。
- (2) 受付案内係は、その日の業務終了までに拾得物の落とし主が判明しない場合は、当該拾得物を競技会場の実施本部総務係（以下「会場総務係」という。）へ引き継ぐ。
- (3) 会場総務係は、引き継いだ拾得物を盗難、紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所へ保管する。ただし、貴重品については、速やかに実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物および拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は拾得物受理書（様式第1号）に必要事項を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第2号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）および拾得物閲覧簿（様式第4号）に記入し、拾得物閲覧簿を閲覧に供する。この場合において、拾得物に拾得物個票（様式第5号）を貼付し、受付案内係で一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第6号）の提出を受け、遺失者に対し、遺失物届出書（控え）（様式第7号）を交付するとともに遺失物一覧簿（様式第8号）に記入のうえ、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がない場合は、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還および拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第9号）を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第10号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。
- (3) 拾得者が報労金請求権等を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書（様式第11号または様式第12号）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎおよび警察署への提出等

- (1) 会場総務係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を実行委員会に引き継がなければならない。ただし、会場総務係は、拾得の翌日から起算して7日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。
- (2) 実行委員会は、会場総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書（様式第13号）を添えて所轄警察所に引き継ぐ。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いに関して必要な事項は別に定める。
- (2) 本町で開催するアーチェリー競技リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和6年 月 日から施行する。

拾得物受理書

受理番号	第 号	
受理日時	年 月 日 () 時 分	
拾得日時	年 月 日 () 時 分頃	
拾得場所		
拾得者	住所	〒
	氏名	フリガナ 電話 自宅 日中連絡先
物件	現金	総額
		金額内訳
		金種 数 金種 数 金種 数 金種 数 金種 数
		10,000円 5,000円 2,000円 1,000円 500円
		100円 50円 10円 5円 1円
物品	種類	特徴等 (形状・模様・材質等) 点数
権利放棄の意思	上記の物件に対する <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会 会長 様 <div style="text-align: right;">拾得者氏名 (自署)</div>	
氏名等告知の同意	遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
拾得物返還通知書の希望	拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※一切の権利を放棄する場合以外に記入	
拾得者の権利	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	
備考	上記の物件を預かりました。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会 会長 様 拾得物取扱担当者氏名 (自署) ※拾得物取扱担当者氏名がないものは無効	

※太枠線部分は、原則、拾得者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

拾得物受理書(控え)

※当該拾得物が警察署に届けられた後、警察署から拾得者様宛に拾得物の通知をする場合があります。

受理番号	第 号											
受理日時	年 月 日 () 時 分											
拾得日時	年 月 日 () 時 分頃											
拾得場所												
拾得者	住所	〒										
	氏名	フリガナ				電話	自宅		日中連絡先			
物件	現金	総額	金額内訳									
			金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		500円	
		100円		50円		10円		5円		1円		
	物品	種類	特徴等(形状・模様・材質等)								点数	
権利放棄の意思	上記の物件に対する <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。											
	年 月 日											
	わたし SHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会 会長 様											
	拾得者氏名.....(自署)											
氏名等告知の同意	遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無											
拾得物返還通知書の希望	拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※一切の権利を放棄する場合以外に記入											
拾得者の権利	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権											
備考	上記の物件を預かりました。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> わたし SHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会 会長 様 拾得物取扱担当者氏名.....(自署) ※拾得物取扱担当者氏名がないものは無効											

注意事項

- 1 この拾得物受理書（控え）は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「実行委員会」という。）および所轄警察署から通知があった場合、確認に必要ですから紛失しないように大切に保管してください。
- 2 拾得者は、物件の交付、提出または保管に要した費用がある場合、その費用を請求する権利があります。（権利放棄された方は該当しません。）
- 3 拾得者は、拾得物の評価額5～20%の2分の1の範囲内で報労金を受け取ることができます。（権利放棄された方は該当しません。）
- 4 遺失者がわからないときは、翌日から7日以内に実行委員会から所轄警察署へこの物件を提出します。なお、所轄警察署への提出後、さらに3箇月を経過しても遺失者がわからないときは、あなたが所有権を取得できます。（権利放棄された方は、該当しません。）
ただし、個人情報の記録された物件については、所有権を取得することはできません。
- 5 詳細につきましては、所轄警察署へ問い合わせてください。
あなたがこの物件を受け取ることができる期間は、実行委員会が所轄警察署へ届出した翌日から3箇月を経過した日から2箇月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意ください。
- 6 所轄警察署は以下のとおりです。

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
東近江警察署	527-0023	東近江市八日市緑町 26 番 18 号	0748-24-0110

拾得物一覽簿

受理 番号	受理日時 年 月 日 時 分	拾得日時 年 月 日 時 分	拾得場所	物件 (種類および特徴等)			拾得取扱担当者氏名		備考
				現金	物品	形状・模 様・材質等	返還取扱担当者氏名		
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

拾得物閲覧簿

受理 番号	記載日 年 月 日	拾得日時 年 月 日 時 分頃	拾得場所	物件		備考
				現金	物品	
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				

(様式第5号)

拾得物個票		
受理番号	第 号	
受理日時	年 月 日 時 分頃	
拾得日時	年 月 日 時 分頃	
拾得者		
物 件	現 金	
	物 品	
拾得取扱 担当者氏名		

遺失物届出書

届出番号	第 号				
届出日時	年 月 日 () 時 分				
遺失日時	年 月 日 () 時 分頃				
遺失場所					
遺失者	住所	〒			
	氏名	フリガナ	電話	自宅	
				日中連絡先	
物件	現金	(総額) 円			
	物品	種類	特徴(形状・模様・材質等)	点数	
備考					
上記の旨について、誤りがないことに同意します。					
年 月 日					
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会 会長 様					
署名 (自署)					

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)
 ※拾得物一覧簿(様式第3号)と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るように説明すること。

拾得物一覧簿(様式第3号)に該当する物件があった場合				
返還取扱担当者氏名		拾得物受理番号	第 号	
処 理	<input type="checkbox"/> 遺失者本人に連絡	年 月 日 時 分		
	<input type="checkbox"/> 遺失者に返還(郵送の場合は着払い)	年 月 日 時 分		
拾得者の氏名等告知の同意がある場合	<input type="checkbox"/> 拾得者の氏名等告知	年 月 日 時 分		
拾得者が権利を放棄しない場合	<input type="checkbox"/> 拾得者の権利説明	年 月 日 時 分		
	<input type="checkbox"/> 拾得者への返還通知書の送付	年 月 日 時 分		

(様式第7号)

遺失物届出書(控え)

届出番号		第 号			
届出日時		年	月	日()	時 分
遺失日時		年	月	日()	時 分頃
遺失場所					
遺失者	住所	〒			
	氏名	フリガナ	電話	自宅	
				日中連絡先	
物件	現金	(総額) 円			
	物品	種類	特徴(形状・模様・材質等)	点数	
備考					
上記の旨について、誤りがないことに同意します。					
年 月 日					
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会 会長 様					
署名 (自署)					

遺失物一覽簿

届出 番号	届出日時		遺失日時		遺失場所	物件 (種類および特徴等)			受取取扱担当者氏名 返還取扱担当者氏名	備考
	年 月 日	時 分	年 月 日	時 分		現金	物品	形状・模 様・材質等		
	年	月	日	時	分					1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年	月	日	時	分					1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年	月	日	時	分					1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年	月	日	時	分					1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年	月	日	時	分					1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

遺失物受領書

拾得物受理番号		第 号	
拾 得 物 件	現金	金 _____ 円	
	物 品	種 類	特徴等 (形状・模様・材質等)
上記の物件を受領しました。			
年 月 日			
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会 会長 様			
住 所 〒			
氏 名 _____			
(自署)			
電 話 _____			
() _____			
返還時本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ()		
返還取扱担当者氏名			

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

(様式第 10 号)

年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会
会長 様

委 任 状

【代理人 (受取りに来られる方)】

住 所 〒

氏 名

委任者との関係

わたしは上記を代理人と定め、遺失物の受取りおよび拾得者への氏名・住所・

電話番号の告知の同意に係る一切の権限を委任します。

【委任者 (頼む方)】

住 所 〒

氏 名

_____ 印

電 話 番 号

_____ () _____

(様式第 11 号)

愛教委国障ス第 号
年 月 日

様

わた SH I G A 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会
会長

拾 得 物 返 還 通 知 書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号 ）は、
年 月 日に遺失者へ返還しましたので通知いたします。
なお、遺失物法の規定によるあなたの権利等については下記のとおりです。

記

該当の有無	権 利	内 容	備 考
<input type="checkbox"/>	費 用	物件の交付、提出または保管に要した費用がある場合、その費用を請求できます。	(※) 物件が遺失者に返還された後 1 箇月を経過したときは、請求することができません。
<input type="checkbox"/>	報 労 金	物件の価格 5 % から 20 % の 2 分 の 1 の範囲内に相当する額の報労金を請求できます。	
<input type="checkbox"/>	所有権	所管警察署へ物件を提出後、3 箇月を経過しても遺失者が判明しない場合、その所有権を取得できます。	遺失者が判明したため、取得できません。
<input type="checkbox"/>	権利の放棄、喪失等により、いずれの権利もありません。		

※遺失者に対し、速やかにあなたへ支払いをするよう説明してあります。

わた SH I G A 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会
所在地 : 〒529-1234
滋賀県愛知郡愛荘町安孫子 825 番地
電話番号 0749-37-8055

(様式第 12 号)

愛教委国障ス第 号
年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会
会長

拾得物返還通知書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号 ）は、
年 月 日に遺失者へ返還しましたので通知いたします。
なお、遺失物法の規定によるあなたの権利等については下記のとおりです。

記

該当の有無	権 利	内 容	備 考
<input type="checkbox"/>	費 用	物件の交付、提出または保管に要した費用がある場合、その費用を請求できます。	(※) 物件が遺失者に返還された後1箇月を経過したときは、請求することができません。
<input type="checkbox"/>	報労金	物件の価格5%から20%の2分の1の範囲内に相当する額の報労金を請求できます。	
<input type="checkbox"/>	所有権	所管警察署へ物件を提出後、3箇月を経過しても遺失者が判明しない場合、その所有権を取得できます。	遺失者が判明したため、取得できません。
<input type="checkbox"/>	権利の放棄、喪失等により、いずれの権利もありません。		

※氏名等の告知に同意されていないため、遺失者に対して、あなたの氏名等を告知しておりません。この通知を受けて、あなたが、あなたの氏名等を遺失者に告知することに同意できる場合は、以下の連絡先までご連絡ください。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会
所在地 : 〒529-1234
滋賀県愛知郡愛荘町安孫子 825 番地
電話番号 0749-37-8055

拾得物届出書

東近江警察署長 様

住所 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子 825 番地

事務所名 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会

代表者名 会長

担当者名 事務局

電話番号 0749-37-8055

以下の物件を拾得したので届け出ます。なお、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会は一切の権利を放棄します。

拾得受理 番号	物件の種類および特徴等		拾得者の氏名・住所等	権利等	取得および交付日時・場所		備考
	現金 (内訳)	物品			取得日時	交付日時	
	円		氏名 住所 電話 ()	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	■拾得日時 年 月 日 時 分 ■拾得場所 ■交付日時 年 月 日 時 分 ■交付場所		
	円		氏名 住所 電話 ()	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	■拾得日時 年 月 日 時 分 ■拾得場所 ■交付日時 年 月 日 時 分 ■交付場所		

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
愛荘町保険加入要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」（以下「大会」という。）において、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定めるものとする。

2 契約の相手方

実行委員会は、直接または社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会（以下「社協」という。）を通じて、損害保険会社と当該保険契約を締結する。

3 補償内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険および傷害保険に加入するものとし、事故の種別に応じた補償内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任保険

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故の補償に係る保険をいう。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場等の施設および会場内外に設置する看板、仮設物等、実行委員会が所有もしくは管理するものの不備または運営上の過失から第三者の生命、身体または所有物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

	1名	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円
対物	—	1億円	3億円

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等に従事する医師等の業務に起因して、第三者の生命または身体に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

	1名	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

	1名	1事故	保険期間中
対人	3,000万円	3億円	3億円

エ 受託者賠償事故

実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または

盗取もしくは詐取されたことなどにより、貸主に法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

	1 事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

	1 名	1 事故	保険期間中
対人・対物共通	5 億円	5 億円	—

(2) 傷害保険

被保険者が、大会の開催準備業務もしくは運營業務に従事しているとき、または当該業務に従事するため自宅もしくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上および会場間の移動中に発生した偶発の事故により、生命または身体に生じた損失の補償に係る保険をいう。

被保険者	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
大会役員	2, 500 万円	5, 000 円	3, 000 円
競技会役員			
競技役員			
競技補助員			
一般観覧者			
医師	1 億円	30, 000 円	10, 000 円
看護師	3, 000 万円	10, 000 円	5, 000 円
競技会補助員	1, 040 万円	6, 500 円	4, 000 円

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、原則として保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任保険

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害保険

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 被保険者自身の疾病および心神喪失による事故
- エ 被保険者の自殺行為および犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 競技会係員は、事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様

式第1号)を提出するものとする。

- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理したときは、速やかにその旨を当該保険契約の相手方に連絡し、所定の手続きを行わなければならない。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款および特約条項の規定によるものとする。
- (2) リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。

事 故 報 告 書

年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
愛荘町実行委員会会長 様

報告者 所属： _____
氏名： _____

事故発生日時	年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被 害 物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有 ・ 無 【撮影者氏名】
所 有 者	住所	
	氏名	
	電話番号	

【傷害事故の場合】

処置記録兼診療依頼書発行番号		
負 傷 者	参加区分 (該当を○で囲む)	選手 ・ 監督 ・ 役員 ・ 競技補助員 競技会補助員 (ボランティア) ・ 一般観覧者 ・ 医師 看護師 ・ その他 ()
	住所	
	氏名等	(年齢： 歳、性別： 男 ・ 女)
	電話番号	
	親権者氏名	※18歳未満の子が負傷した場合のみ記入
医 療 機 関	名称	
	住所	
	電話番号	
	担当医師	
傷 害 内 容	傷病名	
	症状・程度など	

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町協賛取扱基準の一部改正（案）

◇改正理由

協賛者に対する謝意表明基準等を緩和することで、協賛者の拡大を図り、以って本町で開催する国スポ・障スポ本大会及びリハーサル大会の機運を高めることを目的とするもの。

◇改正内容

第2項に規定する謝意実施基準を次のとおり改める。

協賛者	評価額	感謝状等	対応方法	対応者
企業・団体等	5-0.30万円以上	感謝状	贈呈式	会長
	5-0.30万円未満 1-0.5万円以上		持参	事務局長
	1-0.5万円未満	礼状	郵送	—

第3項に規定する協賛者名掲載基準を次のとおり改める。

協賛者	評価額	ホームページ	プログラム または報告書等	協賛物品	協賛者の 呼称使用
企業・団体等	1-0.5万円 以上	協賛者ロゴ（バナー）貼付 写真および記事掲載	協賛者名	掲載可能 物品であれば、全 て可	可
	1-0.5万円 未満	協賛者名			

第63回近畿高等学校アーチェリー選手権大会（リハーサル大会） 総務企画基本方針案

■日 程

令和6年7月20日（土）～21日（日）

■会 場

愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド

■実施目的

リハーサル大会の会場内にスポーツや健康づくりに親しむコンテンツを設定することで、生涯スポーツへの関心から国スポ・障スポへの関心へと機運を醸成するものである。

■ターゲット

子ども、子どもがいる世帯

■内容案

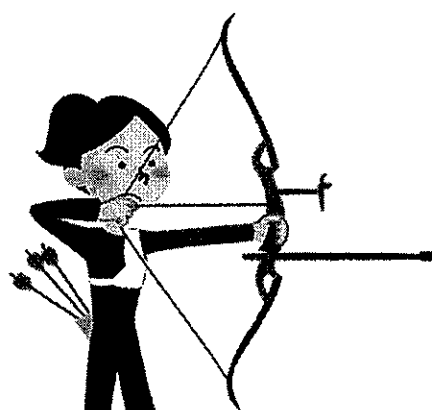
①体験ブースの設置

子どもを中心に生涯スポーツに親しむ機会を提供する。

例：アーチェリー体験ブース

ニュースポーツ体験ブース（モルック・ボッチャ）

アーチェリー版ストラックアウト



②物産ブースの設置

例：キッチンカーを含めた物産コーナー

ドリンクコーナー

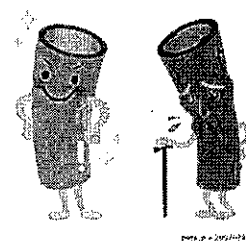
③前回大会「びわこ国体（昭和56年大会）」写真展

びわこ国体と同会場であることから、びわこ国体と現在とが比較できるような写真展の開催

④健康・体力テストの実施

健康：血管年齢や骨密度測定など

体力：握力・上体おこし・反復横とびなど



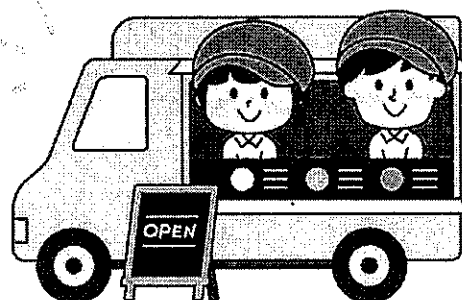
⑤子どもたちによるパフォーマンス

ダンスや太鼓演奏等、身体を使ったパフォーマンス発表の場

⑥わたSHIGA輝く国スポ・障スポ500日前企画「イベント周遊スタンプラリー」

スポーツ・健康（食含む）がテーマの県内イベントを周遊する、滋賀県・県内市町連携企画

※現在、期間や周遊ポイントなども含め企画検討中



愛荘町運営ボランティア募集方針案

「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 愛荘町運営ボランティア募集要項」の規定に基づき、運営ボランティアならびに広報ボランティアを募集する。

令和6年7月に開催するリハーサル大会の結果を踏まえ、本大会に向けて運営ボランティア等の配置人数や業務分担等を調整していく。

1 活動内容

本町で開催する競技会の運営および大会等の広報に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

【運営ボランティア】

区分	主な活動内容
受付・会場案内	競技会場等における受付・案内、資料配布、情報提供
おもてなし	休憩所におけるドリンクサービス、観光物産PR活動、その他おもてなし活動全般
会場整理	競技会場の準備、来場者の誘導・整理、駐車場等整理の補助
弁当配付	弁当の配付、空き箱等の回収
環境美化	競技会場内外の清掃美化活動、会場装飾・プランターの管理、ごみの分別管理等
花育て	花いっぱい運動に係る花育て活動
駐車場整理	駐車場の案内・整理、シャトルバス誘導・乗車案内等
その他	上記の他、競技会場運営および関連行事運営等に関する活動

【広報ボランティア】

区分	主な活動内容
広報啓発	イベントや主要駅等でのPR活動 ▶チラシ・啓発グッズ等の配布 ▶PRブースの運営補助
映像等記録	大会までの取り組みの様子や競技会の様子を写真・映像等に記録

2 活動期間

令和7年4月1日から令和7年12月31日まで

※令和7年度中に開催する本大会ならびに炬火イベント、関連行事に出役をお願いするボランティアを募集するもの

3 募集期間および人数

- (1) 募集期間 令和6年6月から募集人数に達するまで
- (2) 募集人数 運営ボランティア 50人程度
広報ボランティア 20人程度 計70人程度

4 応募条件

以下のいずれかに該当する個人および団体とする。

なお、応募時点で18歳未満の方については、申込みの際に保護者の同意を必要とする。

- (1) 愛荘町に在住、通勤、通学している小学校4年生以上の個人。但し、小学生にあつては保護者同伴での活動を必須とする。
- (2) 愛荘町に活動拠点を有する中学生以上の団体
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人および団体

5 応募に係る広報

住民等多くの方に周知するため、チラシの作成・配架のほか、ホームページやSNS、防災行政無線放送等を通じて積極的に発信する。

6 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に持参もしくは郵送、スマート申請、メールのいずれかの方法で申込むものとする。

なお、保護者の同意が必要となる場合は、保護者の押印が必要となるため、持参もしくは郵送に限る。

7 登録から活動内容の決定、研修等の手続き

実行委員会は申込書を受領した場合は、申込日から1か月以内に応募条件に該当するか否か等を審査し、応募者に対して審査結果を通知する。

ボランティア登録者の活動内容、日時および場所については、実行委員会が登録後に実施する希望調査等を参考に決定する。

なお、大会への理解を深め、円滑な運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を開催する。研修会等は、活動内容の説明から問合せ対応、おもてなし、本町の魅力PRなど、国スポ・障スポスタッフの一員として必要な知識を習得するために実施する。

8 報酬および交通費等

ボランティア活動、研修等に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

9 服飾および食事

- (1) ボランティアの活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾を、必要に応じて実行委員会が支給する。
- (2) ボランティアの食事については、必要に応じて実行委員会が支給する。

10 保険

- (1) ボランティア活動および研修の参加にあたり、必要に応じて実行委員会の負担により「傷害保険」および「賠償責任保険」に加入する。なお、社会福祉法人 全国社会福祉協議会のボランティア活動保険（基本プラン）への加入を基本とする。
- (2) ボランティア以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わない。

11 個人情報の取扱い

- (1) 応募者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。
- (2) 登録者の個人情報については、実行委員会が大会の運営に必要な場合のみ使用するものとし、

その他の目的で使用しない。ただし、申込み時にわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会への情報提供に同意している登録者の情報に限り、当該実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。また、登録管理や配置計画の策定にかかる業務委託先への情報提供および会場警備のための警察および警備関係者への情報提供を行う場合がある。

- (3) 研修や活動の際に撮影した写真・動画はわたSHIGA輝く国スポ・障スポを広報する目的で、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会のホームページやその他の広報媒体に掲載する場合がある。

都道府県別応援サポーター制度の創設について（案）

前回大会「びわこ国体（昭和56年大会）」では、選手等を地域で民泊してもらうことで、大会の機運醸成、盛り上がりが一層高まったと予想される。

今回の大会において、地域等が大会に関わるきっかけづくりと町全体の機運を醸成する観点から、アーチェリー競技に参加する都道府県別の応援サポーター制度を創設するもの。

① 手作り応援のぼり旗の制作

県・市町共同購入の手作りのぼり旗を活用し、住民や各種団体等の協力を得て、出場する各都道府県の選手等への応援・エールとなる手作りのぼり旗を制作。競技会場およびその周辺に掲示することで、選手等と地域との交流や大会の機運醸成を図るものである。

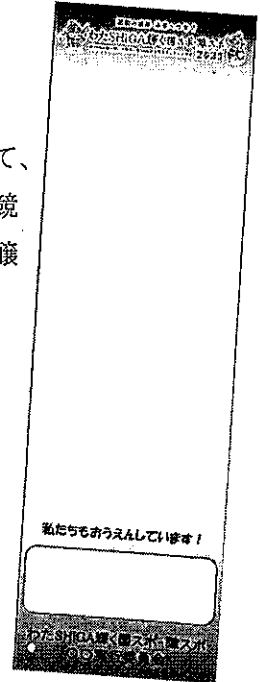
制作依頼先：今後調整

制作依頼時期：令和6年8月頃

※県・市町共同購入の手作りのぼり旗を発注する場合、最短で納品が令和6年7月頃となるため

納品期限：令和7年3月頃

その他：都道府県は国スポ・障スポ愛荘町実行委員会が指定する（希望は受け付けない）。



② 応援メッセージ動画の上映

都道府県別の応援メッセージ動画を本大会会場ならびにわたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会公式SNSにて上映・投稿する。

応援メッセージ動画は公募により受け付ける。

※町内の関係団体等には別途協力を要請する予定。

※なお、都道府県は国スポ・障スポ愛荘町実行委員会が指定する（希望は受け付けない）。

公募予定時期：令和6年8月～令和7年1月

都道府県決定の連絡：令和7年2月

動画受付期間：令和7年3月～令和7年5月

動画上映場所：競技会場

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会公式SNS

動画の内容：動画の時間は30秒以内で、指定された都道府県の選手等に向けてその土地の方言等を使った応援やエールを行う内容であること（MP4ファイル形式）。

投稿者のPRになる動画は認めない（団体名・所属名のみ可）。

公募対象：町内で活動する各種団体等（個人による投稿は要相談）

■参考（スケジュール）

令和7年7月ごろ 国民スポーツ大会 出場都道府県決定

令和7年8月ごろ 国民スポーツ大会 抽選会

※出場する都道府県の決定を待ってから依頼をかけては間に合わないため、全都道府県分を制作。

（出場する選手の中には、競技として出場する都道府県と出身地が違う場合が往々にしてあるため）

